

## 草津市水道ビジョン策定委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市水道ビジョン策定委員会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所において、自己の氏名その他委員長が必要と認める事項を傍聴希望者受付名簿（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数は、10人とする。ただし、会議場の事情により傍聴人の人数を変更することができる。

2 傍聴希望者の数が前項に定める数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であって委員長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりまたは垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 鉢巻、たすき、ゼッケンの類を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機または映写機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれのあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
  - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
  - (3) みだりに席を離れないこと。
  - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
  - (5) 写真、録画等の撮影または録音をしないこと。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命ずることができる。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて市職員の指示に従わなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成21年11月16日から施行する。

別記様式(第2条関係)

草津市水道ビジョン策定委員会委員長 様

草津市水道ビジョン策定委員会会議傍聴要領を承知し、同要領を遵守し傍聴することを申し出ます。

傍聴希望者受付名簿

傍聴年月日 年 月 日

受付番号	氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

傍聴を申し出られる方へ

- 1 傍聴は傍聴席のみでしかできません。
- 2 傍聴の申し出および傍聴に際しては、市職員の指示に従ってください。